

### 国民健康保険料の軽減制度

会社から余儀なく離職された方

【内容】解雇や倒産などで職を失った方は、国民健康保険料が軽減されるのでお申し出ください。軽減は、前年の給与所得を1000分の30と見なして算定します。

【対象期間】離職日の翌日からその年度の翌年度末、または国民健康保険の資格喪失まで

【対象】

▼離職日の時点で65歳未満

▼雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)または、特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)

※高年齢受給資格者と特例受給資格者は対象になりません。

特定受給資格者・特定理由離職者に該当する方

雇用保険受給資格者証の第1面離職理由欄、または離職年月日理由欄に次のコードが記載されている方が、特定受給資格者、特定理由離職者となります。

▼特定受給資格者【対象コード】11、12、21、22、31、32

▼特定理由離職者【対象コード】23、33、34

【届出方法】雇用保険受給資格者

証をご持参ください。

【問合先】市民生活課保険医療係  
☎③188



### 後期高齢者医療制度

◆新しい保険証(被保険者証)の交付

現在の保険証(被保険者証)は7月31日で有効期限が満了となります。

7月中に新しい保険証を送りますので、今まで使用していた保険証は8月以降に廃棄してください。

◆減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が外来診療や入院した際の医療費、食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。

現在の減額認定証は、7月31日で有効期限が満了となります。

7月中に新しい減額認定証を送りますので、今まで使用していた減額認定証は8月以降に廃棄してください。

◆医療費通知の送付

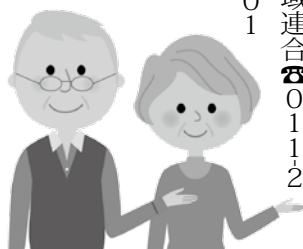
医療費通知は全受診者に送付されます。

なお、発行時期はこれまでどおり9月と翌年3月に発行し送付されます。

※この医療費通知は確定申告(医療費控除)の添付資料としては使用できません。

また、通知は皆さんの受診状況をお知らせするもので、請求書ではありません。

【問合先】市民生活課保険医療係  
☎③188 / 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎0112-905601



### ジェネリック医薬品の利用

医療機関で処方される薬には新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があり、ジ

## 医療費助成制度

市では医療費の各種助成を行っています。該当する方は忘れずに申請してください。

お子さんの医療費を助成します。  
《助成範囲》  
就学前の乳幼児⇒入院、通院  
小学生⇒入院

乳幼児など

心身に一定の障がいがある方の医療費を助成します。  
《助成範囲》  
▶身体障害者手帳の等級が1級・2級と3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓)の方⇒入院、通院  
▶療育手帳A判定、精神で重度の認定、IQ35以下、身体障害3級でIQ50以下⇒入院、通院  
▶精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方⇒通院

重度心身障害者

ひとり親家庭の18歳までの児童(母または父の扶養を受けていて、母または父の所得が基準額に満たない場合は20歳まで)と、その母または父の医療費と、両親のいない18歳までの児童の医療費を助成します。  
《助成範囲》  
▶児童⇒入院、通院 ▶母または父⇒入院

ひとり親家族など

※いずれの助成も所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【問合先】市民生活課保険医療係 ☎③188



エネリック医薬品を利用すると薬代が安くなります。ジェネリック医薬品の処方希望する方は、医師や薬剤師に伝えるか医療機関や薬局の窓口は「希望カード」を掲示してください。

【効き目・安全性】ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。希望する場合は、必ず主治医や薬剤師に相談しましょう。

【価格】薬によって異なりますが新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

※「希望カード」が必要な方はお問い合わせください。

【問合せ先】市民生活課保険医療係 ☎③188

介護保険料のお知らせ

▼第1号被保険者(65歳以上)  
介護保険料は、所得状況などで決定し、今月中旬に通知します。保険料の段階や金額については、広報みかさ4月号の18ページをご覧ください。

【特別徴収(年金引き去りの方)】  
通知書(A4サイズ)で年間保険料額をお知らせします。

PICKUP!

【普通徴収の方】

発送する納付書で納期(7月)翌年2月)ごとに納めてください。

▼第2号被保険者(40歳~64歳)  
保険料は、加入しているそれぞれの健康保険で異なるので、各健康保険担当窓口へ直接お問い合わせください。

【問合せ先】市民生活課介護保険係 ☎③3611

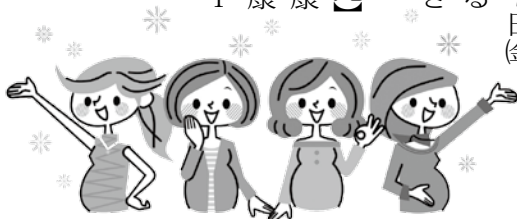
妊婦教室に参加しませんか

妊婦さんが集まり出産育児の準備など栄養士や保健師と一緒に考えたり、情報交換をする教室です。

【日時】7月20日(木)午前10時  
【場所】ふれあい健康センター

【申込期限】7日(金)  
※父親になる方も参加できます。

【申込・問合せ先】  
ふれあい健康センター健康係 ☎③2010



認知症サポーター養成講座  
参加者募集

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り応援者となる「認知症サポーター」の養成講座を行います。講座を受講すると、サポーターの証としてオレンジリング(ブレスレット)を差し上げます。ぜひご参加ください。

【日時】7月20日(木)①午前10時②午後6時

※①、②の内容は同じです。都合のよい時間に参加してください。

【場所】ふれあい健康センター  
【料金】無料

【申込方法】18日(火)までに、電話または直接窓口でお申し込みください。

※5人以上の出前講座を希望の場合、講師を派遣します。実施希望日の1カ月以上前にご連絡ください。

【問合せ先】ふれあい健康センター  
地域包括支援係 ☎③2010



高齢者バス・タクシー回数券を交付中

市では、最寄りのバス停から市立病院前までの片道運賃が200円を超える地域に住んでいる70歳以上の方に、200円を超える金額分の回数券を交付しています。

対象となる方でまだ手続きしていない方は、お早めに申請してください。

【対象】次のすべてに該当する方

①4月1日現在で市内に住所があり、引き続き居住している方

②30年3月31日現在で70歳以上の方

※現在69歳で来年3月31日までに70歳となる方は対象です。

③最寄りのバス停が次の区間にある方

▶幾春別町~清住西

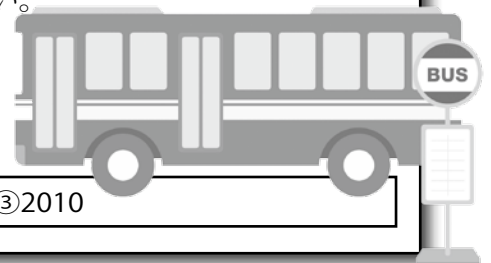
▶三笠入口~地神宮

④バスまたはタクシーを利用できる身体状況の方

【交付数】52回分

【持参する物】①印かん②健康保険証など(本人の年齢や住所が分かるもの)

※注意事項など、詳しくは広報みかさ4月号21ページをご覧ください。



【申請・問合せ先】ふれあい健康センター福祉係 ☎③2010